

令和4年11月定例農業委員会議事録

1. 日 時		令和4年11月25日 午後1時30分	
2. 場 所		松 浦 市 役 所 市 民 ホ ー ル	
3. 農業委員の出席状況 (○出席 ☒欠席 ㊦遅刻 ㊧早退)			
○ 1 番	野中 孝	○ 2 番	瀬川 靖典
○ 4 番	益本 徳市	○ 5 番	松永 敬資
○ 7 番	武部 文男	○ 8 番	太田 重敏
○ 10番	崎村 康子	○ 11番	大石 恵子
○ 13番	松永 勝也	☒ 14番	高田 良彦
○ 16番	松本 由美子	○ 17番	柿山 享
☒ 19番	伊藤 薫	○ 3 番	佐次川 茂
		○ 6 番	松本 堅一
		○ 9 番	梶山 達男
		○ 12番	久保 繁徳
		○ 15番	田中 康
		○ 18番	吉原 順穂
出席農業委員数 17名 在任委員の過半数に達しているので、本会は成立した。			
4. 農業委員以外の出席者(農地利用最適化推進委員)			
○ 山下 勝美	○ 大久保 耕次	○ 岩木 保徳	○ 山口 康明
○ 増山 新太郎	○ 末永 勇	○ 鈴立 企一	○ 百枝 純治
○ 坂本 康弘	○ 渡口 学	○ 前田 清人	○ 志水 悦男
○ 瀬川 伸清	○ 松本 覚二	○ 濱崎 稔	○ 瀬川 和男
		○ 紙本 政信	
5. 農業委員会以外の出席者			
6. 事務局職員の出席者			
局 長 福守 剛		次 長 白波 美知子	
主 査 桃田 忠邦		参 事 吉田 倉也	
7. 議 長		職務代理者 吉原 順穂	
8. 議事録署名委員の指名			
3 番 佐 次 川 茂		4 番 松 本 堅 一	

事務局長 皆様、こんにちは。ただ今から令和4年11月の農業委員会総会を開催いたします。本日の欠席は、農業委員14番高田委員、19番伊藤委員、推進委員16番北川委員でございます。出席委員は定足数に達しておりますので、本総会が成立していることをご報告いたします。伊藤委員、会長でございますが、皆さんご承知のとおり、11月21日に逮捕という報道がなされております。色々と報道以上の情報を持ち合わせていない現状があります。

本日は、伊藤会長は本総会に出席できておりませんので、松浦市農業委員会規則第3条の規定によりまして、職務代理者の農業委員18番吉原委員に本日の議事進行をお願いしたいと思います。

吉原委員、お席の方へお願いいたします。

～ 吉原職務代理者着席 ～

それでは、吉原職務代理者のご挨拶をいただきまして、11月の総会に入りたいと思います。

会 長 失礼をいたします。只今ご紹介がありましたように、職務代理者ということですから、こういう場に立たせていただくことになりました。

大変残念なことで、皆さん方も大変気をもんでおられることと思います。事の真意については分かりません。只今捜査がなされていると思いますし、事がはっきりすれば、皆様方も理解されるところも出てくるかもしれません。私はですね、普通というとは何ですが、総会の議長というのは何回かやったことはあるんですけれども、通常の総会の仕方、議決の仕方がちょっと農業委員会とは異なっているところが多かったものですから、大変皆様方にはご迷惑をおかけするかもしれないと思います。それから事務局のサポートをいただきながら、議事を進行していきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。もう一点ですね、農業委員会の職務と言いますか、今ロシアのウクライナ侵攻につきまして、非常に国際的に食料の偏りと言いますか、食料不足等で被害に苦しむところが出ております。やはり独立国としては、自国の国民に飢えさせない食料の安定供給ということについては、しっかりと我々農業委員会、農民としても取り組んでいく必要があると思います。食料の輸出国が備蓄を進めるといったことがありまして、日本においても色々な食料品の値上げが続いておりますので、大変厳しい状況となっておりますので、農業委員会は農地転用だけが仕事ではございません。優良な農地をいかに農地として、農業生産、食料生産に繋げることができるように、決して農地転用が農業委員の、農業委員会ではございませんので、農業の食料の生産に向けてのしっかりとリードしていくことができるように取り組んでいきましょう。そして、この私達農業委員というのは、前回でしたか、ボランティアのようなものと発言をしたことがあります。手当につきましてはボランティアかもしれませんが、私達は特別職の地方公務員という立場にあります。責任がございます。だから、しっかりとそれを胸に刻んでですね、そして責任ある行動を、人に後ろ指を差されないような行動を皆さんと一緒にやっていこうではございませんか。

それでは、議事に入らせていただきます。

議 長 議事録署名人の指名を行います。3番佐次川委員、4番益本委員にお願いします。

続きまして、各種報告に入ります。まず、農地移動適正化あっせん事業報告を事務局をお願いします。

事務局 各種報告をさせていただきます。議案は1ページをご覧ください。農地移動適正化あっせん事業報告が4件ございます。

1件ごとに報告させていただきます。申出人、星鹿町下田免■■■■■在住■■■■■氏。相手方は、調川町松山田免■■■■■番地、■■■■■氏。種類は売買で、対象地は調川町白井免字トヤノ平■■■■■番と■■■■■番の2筆、地目田で、面積は3,628㎡です。あっせん状況につきましては、8月29日に申出、10月28日にあっせん会、11月14日に調印式を終えております。次に、相手方は調川町白井免■■■■■番地、■■■■■氏。種類は売買で対象地は、調川町白井免字平田■■■■■から松山田免字田原■■■■■までの3筆、地目はすべて田、面積は4,715㎡です。あっせん状況につきましては8月29日申出、11月7日にあっせん会を開催しております。次に対象地が調川町松山田免字牟田■■■■■と字北ノ下■■■■■番の2筆、地目は田、面積2,036㎡です。申出日は8月29日です。こちらは、議案作成後に字牟田、字北ノ下それぞれに相手方が選定されまして、あっせん状況が進捗しております。この後のあっせん委員さんからの報告で説明がございます。1件目は以上です。よろしくお願いいたします。

議 長 事務局の説明が終わりました。只今の申出人■■■■■氏のあっせんについて、あっせん委員さんのご報告をお願いいたします。推進委員11番坂本委員をお願いいたします。

推進委員 11番坂本でございます。まず、■■■■■氏につきましては、調印式まで済んでおります。次に■■■■■氏。この方につきましても、この文書が出来上がった後に、22日に調印式が済んでおります。あと2筆、あっせん会がその後行われまして、調印式が11月30日、それと12月5日、調印式のみ2筆残っております。水田ということで、条件がですね、道が悪いとか水の入りが悪い所とか色々理由がございまして、なかなか思うようなあっせん会が出来ませんでしたが、渡口委員と事務局の協力をいただきまして、何とかあっせんの方は済んだところであります。以上でございます。

議 長 ありがとうございます。

続きまして、申出人、■■■■■氏のあっせん報告について、事務局の説明をお願いいたします。

ご意見も無いようでございます。引き続き、成立を目指し、ご努力をお願いいたします。

続きまして、申出人、[REDACTED]氏のあっせん申出について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局 申出人、志佐町高野免[REDACTED]の[REDACTED]氏。種類は売買で対象地は志佐町里免字砂入[REDACTED]から[REDACTED]までの3筆で、地目は全て田、合計面積は2, 666㎡です。申出日は10月31日でございます。こちらにつきまして、あっせん委員の決定をお願いいたします。

議長 事務局の説明が終わりました。ここで、本件のあっせん委員の指名を行います。推進委員7番末永委員、同じく10番瀬川委員にお願いしたいと思います。が、よろしいでしょうか。

推進委員 はい。（末永委員、瀬川委員）

議長 よろしくをお願いいたします。

続きまして、農地法第18条第6項の規定による通知(合意解約)から提案事件の集計表まで一括して事務局の説明をお願いいたします。

事務局 議案は2ページでございます。農地法第18条第6項の規定による通知(合意解約)についてでございます。議案の2ページから3ページにかけまして全で17件でございます。1ページの貸人、東京都在住の[REDACTED]氏。借人、御厨町在住の[REDACTED]氏の分から、2ページの1件目の貸人、御厨町在住の[REDACTED]氏。借人、御厨町の[REDACTED]氏の分につきましては、全て基盤法での貸し借りから中間管理機構契約への借り換えに伴う解約です。次の2ページ2件目、貸人、御厨町在住の[REDACTED]氏から借人、御厨町の[REDACTED]氏の分につきましては、今年度6月総会において、基盤法での貸し借りを決定していたものですが、実際の耕作農地の地番が誤っていたために解約するものです。次に、3ページの3件目の貸人、今福町の[REDACTED]氏。借人、今福町の[REDACTED]氏の分から、8件目の貸人、御厨町の[REDACTED]氏から借人、御厨町の[REDACTED]氏までの分は、全て借人の高齢化等による経営規模縮小に伴い、借人都合による解約です。最後の貸人、星鹿町の[REDACTED]氏。借人、調川町の[REDACTED]氏の分は、先ほどのあっせんでの報告をしました売買が成立したことによる解約となっております。合意解約は以上でございます。

議案は4ページをご覧ください。農地法第3条の3第1項の規定による届出、相続についてでございます。被相続人は、[REDACTED]氏。相続人は、[REDACTED]氏です。相続人は、被相続人はお孫さんという関係です。農地の表示は御厨町高野免字高野ノ前[REDACTED]から御厨町狩原免字桃島までの田7筆、畑6筆で、合計面積は10, 859㎡です。被相続人、[REDACTED]氏は、令和4年8月11日に死亡されており、令和4年10月6日に相続登記が完了したということで、相続人から10月28日に届出があり、同日受け付けております。

続きまして、2アール未満農業用施設整備届の受理報告です。届出人は、調川町下免 番地、 氏です。所在は、調川町松山田免字福原 番、地目は田、面積は99㎡のうち、届出面積は35㎡です。届出事由は農機具倉庫です。届出日、受理日ともに10月21日です。10月24日に現地調査を行いまして、26日に受理通知書を発行しております。

続きまして、申請事件の処理状況です。（以下資料の読み上げ）

農地法関係

令和4年10月分

条項	譲渡人(貸人)	譲受人(借人)	転 用 目 的	申 請 面 積	処 理 状 況
5			宅地分譲	355 ㎡	R4.11.15許可
			一般個人住宅	68 ㎡	R4.11.15許可
			一般個人住宅	459 ㎡	R4.11.15許可

続きまして、提案事件の集計表です。（以下資料の読み上げ）

農地法関係

申 請 事 由		件数	面 積		
			田	畑	計
第3条	経営規模拡大	2	9,349 ㎡	1,566 ㎡	10,915 ㎡

申 請 事 由		件数	面 積		
			田	畑	計
第5条	駐車場	1	679 ㎡		679 ㎡

農用地利用集積計画

権利の種類		件数	面 積		
			田	畑	計
所有権移転		3	6,462 ㎡		6,462 ㎡
利用権設定		100	224,073 ㎡	109,664.50 ㎡	333,737.50 ㎡
	賃 貸 借	90	189,479 ㎡	76,123 ㎡	265,602 ㎡
	使用貸借	10	34,594 ㎡	33,541.50 ㎡	68,135.50 ㎡
計		103	230,535 ㎡	109,664.50 ㎡	340,199.50 ㎡

意見書関係

申 請 事 由		件数	面 積		
			田	畑	計
農用地利用配分計画(案)について		7	38,944 ㎡	27,299 ㎡	66,243 ㎡

承認関係

内 容		筆数	面 積		
			田	畑	計
荒唐農地調査による農地法第2条第1項に規定する「農地」に該当するか否かの決定について		1	1,199 ㎡		1,199 ㎡

報告は以上でございます。

議 長 事務局の報告が終わりました。各委員さんから只今の説明について、何かございますか。

委 員 なし。

議 長 無いようでございますので、無ければ報告どおりとさせていただきます。
それでは、付議事項に入ります。議案は7ページですね。
議案第82号農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。
事務局の説明をお願いいたします。

事務局 議案第82号農地法第3条の規定による許可申請について説明いたします。

事件番号1です。譲渡人は、調川町下免■■■■番地、■■■■氏。譲受人は調川町下免■■■■、■■■■氏です。申請地は、調川町中免字福田■■■■番、田465㎡ほか二筆で、合計面積が1,530㎡です。申請事由は、■■■氏の経営規模拡大のため贈与により所有権の移転を行うものです。具体的には、申請がございました3筆は譲受人の■■■氏が長年小作されておるんですけれども、■■■氏におかれては、ご自身の子供から農地を処分して欲しいと言われたということです。このため、■■■氏ご自身も子供には迷惑はかけられないとの思いに至り、農地の譲渡について■■■氏へ相談され、無償譲渡ということで合意に至ったと、そういう内容です。譲受人世帯の経営状況は、耕作面積が20,157㎡、農業従事者は1名、農業従事日数は年間180日となっており、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たすものと考えます。

事件番号2です。譲渡人は、志佐町長野免■■■■番地、■■■■氏。譲受人は志佐町長野免■■■■番地、■■■■氏です。申請地は、志佐町長野免字源盛■■■■、田2,696㎡ほか四筆で、合計面積が9,385㎡です。申請事由は、■■■氏の経営規模拡大のため売買により所有権の移転を行うものです。具体的には、■■■氏ご自身は非農家であり、■■■氏の農地の管理を■■■氏が実質的に行っていることから、農地の売買について双方で合意に至ったものです。譲受人世帯の経営状況は、耕作面積が69,517㎡、農業従事者は2名、農業従事日数は年間300日となっており、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たすものと考えます。以上、2件についてご審議をお願いします。

議 長 それでは、地元委員さんのご意見を伺いたいと思います。事件番号1番について、推進委員11番坂本委員お願いいたします。

推進委員 推進委員11番の坂本でございます。■■■さんの方ですね、賃貸借の方の計画を立てておりましたが、このように、現在手続き中ですかね。このよう

に無償で贈与するという事で。また引受人の[]氏におかれましても、なかなか、こう言うのは失礼ですけど、若い割には意欲的な、農業に意欲的な方でして、よろしいことではないかと思っております。以上です。

議 長 ありがとうございます。続きまして、事件番号2番について、地元委員のご意見を伺いたいと思います。農業委員5番松永委員のご意見を伺いたいと思います。よろしくお願いします。

農業委員 5番の農業委員松永です。この書類を配布された翌日に、ちょっと、この価格の面で気になりましたので、[]さんの方に確認しました。そうした所ですね、何筆かありますが、この字源盛の分が少し離れておりますが、あとの屋敷田、木路山の方は家の近くにあるということで、お互い納得していると聞きましたので、特に問題は無いと考えます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。以上です。

議 長 ありがとうございます。事件番号1番及び2番について、各委員さんから何かご意見はございませんか。

農業委員 ちょっとよかですか。（武部委員）

議 長 はい、どうぞ。

農業委員 事件番号1番についてですけど、これについてはですね、無償贈与ということでしょうけど、これには税金はかからないとですよ。ちょっと気になるので。（武部委員）

議 長 ちょっと事務局お願いします。

事務局 通常は、贈与であれば年間110万円でしたか、それまでは贈与税が掛からないというそういう規定はあるので、今回はその対象になってくると思われます。いずれにしても計算をしてみないと分かりませんが、対象になってくることは間違いないと思われます。

農業委員 はい、分かりました。ちょっと気になったので。もう一つですね、事件番号2番について。まあ売買の取引ですけど、まあ400万近くありますけど、これについての税金というか、普通は、通常は30%くらい税金がかかってくるんですよ。これ本当にどうなのかなっていう風にね、気になって、ちょっとお尋ねします。（武部委員）

議 長 事務局よろしくお願いします。

事務局 農地のあっせんによる売買であれば800万円までは税金が掛からないということで処理が出来るんですけども、仰るように今回は個人間での売買であるので、所得税とかそういった税金の対象にはなってくると思います。私もちょっと勉強不足のところがあるものですから、そういった税率のことははっきり分らないのですが、通常のやり取りになりますのでおそらく税金は掛かってくるのではないかなと思います。

農業委員 結構大きくなりますよね。そうすると、注意するべきだと思いますよね。
(武部委員)

議長 他にございませんか。
無ければ、議案第82号農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請については、申請のとおり許可することといたします。
議案は8ページをお開きください。続きまして、議案第83号農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局 議案第83号農地法第5条の規定による許可申請について説明いたします。
事件番号1です。関係資料を57から60ページに掲載しておりますので、適宜ご覧ください。譲受人は志佐町里免■■■■、株式会社■■■■
■■■■代表取締役、■■■■氏。譲渡人は志佐町里免■■■■番地、■■■■
■■■■氏です。土地の所在地は、志佐町里免字汐入■■■■、田679㎡、
農地以外の併用地として同所■■■■、宅地379.16㎡です。農地につきましては、5年間の使用貸借権を設定し5年ごとに更新するということ
でございます。宅地に関しましては■■■■の方で、譲受人の方で購入をするという計画でありました。農地区分は、都市計画法の用途地域で、
近隣商業地域にある農地でございますので、第3種農地に区分されております。転用の目的は、駐車場用地です。土地利用計画については60ページの
平面図をご覧ください。併用地と併せまして1,058.16㎡を一体的に
利用する計画です。造成に関しては、東側の申請地が西側にある併用地の宅
地よりも下がっておりますので、高さを合わせるために90cmの盛土を行
って碎石舗装し、全体で28台分の駐車区画を整備します。また、申請地の
北側には原野、東側には田、南側には公衆用道路がありますので、境界部分
は土羽を打ちまして法面工事して土砂の流出を防止するということです。
排水は雨水のみで自然流下です。近隣の営農に対しての影響に関してです
が、現地調査の際に、東側にある田の水の排水先を確保する必要があると判
断しましたので、転用者に対して申請地の所有者である■■■■氏と田の耕作者
である■■■■氏の両名と調整する様にとということでお話をしました。結果とし
まして、田の排水に関しましては申請地の北側の境界に沿って排水するよう
に調整ができましたとの報告を受けております。また、目的が駐車場用地の

ため日照や通風に影響はありません。最後に、預金通帳の写しにより資金計画を確認しましたので、本事業は確実に進むと思われます。

以上、ご審議をお願いします。

議 長 事務局の説明が終わりました。では、現地調査確認をされた委員さんのご意見をお願いいたします。農業委員 13 番松永委員お願いいたします。

農業委員 農業委員 13 番松永です。現場は道路から見て、田んぼの右側に大きな用水路があります。左手には先ほどの倉庫と駐車場ということで、その奥はですね雑種地でした。駐車場用地に申請される場所は段々田んぼの一番下にあつて、上段と田んぼとは 1 m ほど高くなっております。ですから駐車場の高さに盛土されても上の田んぼには支障は無いということで確認をしてきました。流水口についても流出方法について話し合いをなされているということです。問題無いかと思います。皆様のご審議よろしくをお願いいたします。

議 長 ありがとうございます。各委員さんから何かご意見はございませんか。
失礼しました。続きまして、地元委員のご意見を伺います。推進委員 7 番末永委員お願いします。

推進委員 推進委員 7 番末永です。先ほど事務局と農業委員さんから説明がありましたとおり問題は無いと思いますので、よろしくお願いいたします。

議 長 それでは、各委員さんから何かご意見はございませんか。
無ければ、議案第 83 号農地法第 5 条の規定による許可申請については許可相当の意見を付して県に進達するものといたします。
続きまして、9 ページをお願いいたします。議案第 84 号農用地利用集積計画の決定についてを議題とします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局 議案第 84 号農用地利用集積計画の決定について。農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定に基づき、農用地利用集積計画を決定するというものでございます。公告予定日を令和 4 年 11 月 28 日としております。議案の 10 ページから 15 ページまでは、あっせんにより売買された所有権移転分で 3 件です。16 ページから 20 ページにかけて、賃貸借再設定、21 ページから 22 ページにかけて賃貸借新規分、22 ページ中段から 23 ページにかけて、使用貸借再設定分、23 ページ中段から使用貸借新規分の各筆明細を添付しております。担当地区分のご確認をお願いします。

議 長 事務局から説明が終わりました。件数が多くありますので、ここでしばらく時間を取りまして、担当地区分のご確認をそれぞれお願いいたします。
確認は済まれたでしょうか。ここ辺りでよろしいでしょうか。

只今確認をしていただいた訳ですが、何かご意見はございませんでしょうか。

委 員 なし。

議 長 無いようですので、議案第 8 4 号農用地利用集積計画の決定については計画どおり決定したいと思います。

続きまして、28 ページをお開きください。議案第 8 5 号農用地利用集積計画の決定についてを議題とします。本件につきましては、農業委員関係分となります。該当される委員さんのご退室をお願いいたします。武部委員、松永委員、大石委員、梶山委員、久保委員の 5 名です。

～ 武部委員、松永委員、大石委員、梶山委員、久保委員 退席 ～

議 長 それでは、事務局の説明をお願いいたします。

事務局 議案第 8 5 号農用地利用集積計画の決定について。農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定に基づき、農用地利用集積計画を決定するというものでございます。公告予定日を令和 4 年 1 月 28 日としております。賃貸借再設定分が 3 件、賃貸借新規分が 1 件、使用貸借再設定分が 1 件でございます。ご審議よろしくをお願いいたします。

議 長 事務局からの説明が終わりました。各委員さんから何かご意見はございませんか。

無いようですね。無ければ、議案第 8 5 号農用地利用集積計画の決定については計画どおり決定したいと思います。5 人の皆様ご入場をお願いいたします。

～ 武部委員、松永委員、大石委員、梶山委員、久保委員 着席 ～

議 長 それでは 32 ページをお開きください。続きまして、議案第 8 6 号農用地利用配分計画（案）についてを議題とします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局 議案第 8 6 号農用地利用配分計画（案）について。農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定に基づき、意見を求められましたので、意見書を提出するものでございます。配分計画は議案 33 ページから 42 ページまでで 5 件ございます。5 件のうち 33 ページから 38 ページまでは A t o B で公社が貸付ける分でございます。39 ページから 42 ページまでの 2 件につきましては A t o A で公社が貸し付ける分でございます。ご審議よろしくをお願いいたします。

議 長 事務局からの説明が終わりました。各委員さんから何かご意見はございませんか。

無いようですね。無ければ、議案第86号農用地利用配分計画については農業委員会の意見を付して提出したいと思います。

それでは、46ページをお開きください。続きまして、議案第87号農用地利用配分計画（案）についてを議題とします。本議案については、農業委員さん関係分となります。該当される委員さんのご退席をお願いいたします。松本堅一委員お願いします。

～ 松本堅一委員 退席 ～

議 長 事務局の説明をお願いいたします

事務局 議案第87号農用地利用配分計画（案）について。農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づき、意見を求められましたので意見書を提出するものでございます。配分計画につきましては議案47ページから52ページまでございます。47ページの10筆については、A to Bの6年契約で公社が貸し付ける分でございます。49ページから52ページまでの32筆につきましては、10年契約でA to Bで公社が貸し付ける分でございます。よろしくお願いいたします。

議 長 事務局の説明が終わりました。各委員さんから何かご意見はございませんか。

無いようですので、議案第87号農用地利用配分計画はについては、農業委員会の意見を付して提出したいと思います。松本委員どうぞお入りください。

～ 松本堅一委員 着席 ～

議 長 それでは、56ページをお開きください。

続きまして、議案第88号荒廃農地調査による農地法第2条第1項に規定する農地に該当するか否かの決定についてを議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。スライドの準備をいたしますのでお待ちください。

事務局 議案第88号荒廃農地調査による農地法第2条第1項に規定する農地に該当するか否かの決定について説明いたします。前方のスライドを用意しておりますのでそちらをご覧ください。

申出人は鷹島町船唐津免[REDACTED]、[REDACTED]氏で、土地の所在地は鷹島町船唐津免字平山[REDACTED]番、田1,199㎡です。申出人によりますと、10年前以上から耕作をしておらず現在に至っているとお話でした。現地確認ですが、この農地につきましては、9月28日に行った農地パトロールにおきまして既に調査を行った農地でございました。ご覧のように、周辺よりも一段低い位置にありまして、既に原野化が進んだ状態でありました

ので、農地パトロールの段階で非農地判断が相当であると確認しておりました。今順番にスライドをご覧いただいたとおり南側の宅地の方から数メートル下がった位置にあり、あちらこちらに竹や雑木が茂っている状況でした。また、申請地への進入路も確認することができない状況でして、中に入ることも非常に難しいという状態でした。以上のことから、農地への復旧は困難でございます、仮に復旧したとしても継続した営農の見込みがなく現況を原野として非農地とすることが妥当であると考えます。

以上、ご審議をお願いします。

議 長 只今事務局の説明が終わりました。地元委員さんの久保委員さんのご意見をお伺いしたいと思います。

農業委員 農業委員１２番の久保です。この申し出ありました農地につきましては、先ほど事務局から説明がありましたように、９月２８日の鷹島地区の農地パトロールの折に現地を確認いたしました。現況をご覧になって、鷹島地区の農業委員さん、推進委員さんも、もうこれは農地とは見なされないねというご意見でした。以上です。ご審議よろしく願いいたします。

議 長 只今久保委員のご意見をいただいた訳ですが、他にご意見はございませんか。

委 員 ありません。

議 長 それでは、非農地と認めることにご異議ないようですので、議案第８８号 荒廃農地調査による農地法第２条第１項に規定する農地に該当するか否かの決定については非農地通知を交付するものといたします。

以上を持ちまして、本日の付議事項の審査、決定が終わりました。ありがとうございました。慣れない議事進行で大変ご迷惑をおかけしました。

議 長 続きまして、協議事項となっております。事務局よりお願いいたします。

事務局 はい。本日は、協議事項はございませんが、何点かご報告とお願いをさせていただきます。

【ファシリテーター研修の参加申し込みについて（３回開催）】

【全国農業新聞のわが町の農業委員（柿山委員）の掲載について】

【運営委員会協議（忘新年会）の開催の有無について（梶山運営委員長）】

【１２月１１日放送「日本のちから」に大石恵子委員ご夫妻出演】

議 長 以上で、本日の総会を終了します。次回の農業委員会総会は１２月２６日（月）開催といたします。（場所 市民ホール）お疲れ様でした。

〈 閉会の時刻 〉 １４ 時 ４１ 分

